

第4 1回和歌山県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成23年11月22日（火） 13:30～ 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	田 中 昭 彦（委員長） 濱 田 学 昭（委員長代理） 江 海 康 子 木 下 正 美 松 本 雅 博 水 城 実	
審議対象期間	平成23年7月1日～平成23年9月30日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯 等審議 ○意見交換会
一般競争入札	— 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○国道371号（仮称小原田高架橋上部その2）道路改良工事</p> <p>1. A委員 総合評価の具体の技術提案で「鋼床板の疲労耐久性向上についての提案」を求めているが、どのような提案に対し、どのように評価しているのか。</p> <p>2. A委員 落札者の低入札価格調査の概要に「架設機材を所有し、減価償却済みであることから節減が可能であると判断でき・・・」とあるが、架設機材の「手延べ機」を持っている会社は少ないのか。</p> <p>3. B委員 失格となった1者の失格理由は何か。</p> <p>4. C委員 架設機材が減価償却済みであれば節減が可能であることはわかるが、企業としては新しく機械を購入したり、リースする等の設備投資が必要であり、それを行わないことを積極的に評価することが適切なのか。</p>	<p>（発注機関：伊都振興局建設部）</p> <p>1. 鋼床板の疲労耐久性向上に資する材料又は施工方法の工夫に着目し、例えば、鋼材の材質を変えるといった提案に対し、0～2点で評価している。</p> <p>2.それほど特殊なものではない。落札者はもともと所有しており、それが減価償却済みであったため低価格で可能であったということ。</p> <p>3. 低入札価格調査の特別重点調査による失格。応札額が調査基準価格を下回ると通常の低入札価格調査の対象となるが、さらに直接工事費や共通仮設費といった応札額の個々の内訳が基準額を下回る場合は特別重点調査の対象となる。通常の低入札価格調査対象よりもさらに低い価格での応札が対象であり、通常の調査で求める資料に加え、過去1年間の取引実績資料の提出を求める。この資料の提出がなかったための失格。特別重点調査の対象となると、ほとんどの場合この資料の提出が無く、失格となる。</p> <p>4. 確かに企業の持続可能性という観点からは望ましくないかもしれないが、積極的に評価しているということではなく、個々の工事に対して本当に調査基準価格以下でも品質を確保できるのか調査する、という低入札価格調査の目的からはこういう判断となる。 【事務局回答】</p>

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】 ○紀の川中流域下水道貴志川幹線管渠(推進) 工事</p> <p>1. A委員 失格者が多いが、失格理由はどのようなものか。</p> <p>2. A委員 特別重点調査対象の2者について、「契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる」と判断した理由は何か。</p> <p>3. A委員 調査資料は出してきたが、計算したら金額が合わなかったということか。</p> <p>4. B委員 資料の不足により失格となったということは、応札者も認識しているのか。</p> <p>5. C委員 資料は後から追加で提出してもよいのか。</p> <p>6. D委員 応札者は、応札時点で自らの応札が通常 of 低入札価格調査の対象となるか、特別重点調査の対象になるかは分からないのか。</p>	<p>(発注機関：那賀振興局建設部)</p> <p>1. 応札者24者中、21者が低入札価格調査の対象で、うち16者が特別重点調査の対象。うち14者が特別重点調査の書類を提出せず失格、2者が提出。この2者は特別重点調査の結果、失格。</p> <p>2. 低入札価格調査による失格判定基準「下請け予定業者等が見積金額が入札日から過去1年以内に取り引いた実績にある価格を基礎として見積もられていない場合」に該当すると判断した。</p> <p>3. そうではなく、提出はしているが過去1年間の取引実績資料に不足があったため失格となったもの。なお、落札者は特別重点調査の対象ではなく、通常 of 低入札価格調査により「適正な履行がなされないおそれがない」と認められ、落札したものである。</p> <p>4. 調査においてヒアリングを行い、その中で指摘するので、応札者も認識している</p> <p>5. あくまで提出期限までに提出されたもので判断する。</p> <p>6. 応札時点では分からない。開札後に応札者に調査資料の提出を求める際に、通常 of 低入札価格調査の対象か特別重点調査の対象かを伝えることになる。</p>

<p>7. A委員 なぜ特別重点調査になると調査資料を提出してこないのか</p> <p>8. E委員 特別重点調査になるとほとんどの者が資料を提出せず失格というのでは制度として機能しているといえるのか。もう少し応札者が資料を提出し、競争性を確保しうるようなものとする必要はないか。</p>	<p>7. 応札者は落札するためにできるだけ低い価格で応札しようとするので、通常の低入札価格調査の対象になることは予想して応札していると思われる。しかし特別重点調査のハードルは高いので、特別重点調査の際に必要な資料は準備せず特別重点調査の基準額ぎりぎりを狙って応札し、特別重点調査となったらあきらめる、という応札行動となっていると考えられる。 【事務局回答】</p> <p>8. 低入札価格調査は品質確保やダンピング対策が目的。低価格の応札は品質に問題が生じる可能性があるため調査を行うもので、特別重点調査の対象となるような極端に低い価格の応札に対しては特に厳格な審査を行い、それをクリアできない場合は失格とせざるを得ない。 【事務局回答】</p>
<p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新公共調達制度の実施状況について 2. 公共工事動向について 3. 談合情報等に係る処理について 4. 大規模災害時における入札方式の特例措置について 5. 「公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針」の主な改正内容について 	